

財務省第5入札等監視委員会

令和5事務年度 第3回定例会議 審議概要

開催日及び場所		令和6年4月18日 羽田税関支署6階 税関会議室	
委員		委員長 村山周平 (村山周平事務所・公認会計士) 委員 藤重由美子 (東京八丁堀法律事務所・弁護士) 委員 中出哲 (早稲田大学・教授)	
審議対象期間		令和5年10月1日(日)～令和5年12月31日(日)	
抽出事案		4件	(備考)
1	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 出入国在留管理庁・税関共同KIOSK端末の設置等に係る調達 一式 契約相手方: 日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額: 349,870,400円 (内税関分 174,935,200円) 契約締結日: 令和5年10月14日 担当部局: 東京税関
2	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 監視艇「たいかい」船体維持修繕 契約相手方: 有限会社根本造船所 (法人番号2020002098541) 契約金額: 2,502,500円 契約締結日: 令和5年11月5日 担当部局: 横浜税関
3	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 東京港湾合同庁舎他13庁舎建築設備等法定点検業務 契約相手方: 株式会社S・E・UD (法人番号1011001135576) 契約金額: 955,900円 (内税関分 931,947円) 契約締結日: 令和5年10月4日 担当部局: 東京税関
4	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 二等無人航空機操縦士資格取得請負契約 契約相手方: 日本ドローン機構株式会社 (法人番号2010401080068) 契約金額: 1,584,000円 (@198,000円) 契約締結日: 令和5年11月29日 担当部局: 横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：出入国在留管理庁・税関共同KIOSK端末の設置等に係る調達 一式</p> <p>契約相手方：日本電気株式会社 (法人番号 7010401022916)</p> <p>契約金額：349,870,400円 (内税税関分 174,935,200円)</p> <p>契約締結日：令和5年10月14日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>共同キオスク端末は、これまで旅客が税関及び入管それぞれにおいて提出していた各種の申告情報（旅券情報、顔写真、外国人の入国手続きに係る指紋等）を同時に受理することにより、税関・入管手続きに係る重複する部分を解消して旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するためのシステムであり、省庁の枠組みを超えた新たな取組みとなっております。</p> <p>本件調達の範囲は、共同キオスク端末の製造、開発及び設置並びに旅客による共同キオスク端末の操作等の補助であり、また、令和6年1月31日より3月末まで実証実験を行い、この結果報告を踏まえて主要空港への運用拡大を関税局にて検討を行うこととなっております。</p>
<p>1者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因 (94.6%)</p>	<p>入札公告当初、落札業者の他にもう1者も入札参加の意思を示していましたが、指紋認証に関する技術の水準が基準値を満たせないことから、令和6年1月31日からの実証実験までに実機が納入できないと連絡があり、入札辞退となりました。このため1者応札となったものです。</p> <p>今回の調達は1者入札になってしましましたが、今後も同様の調達を行う場合は、同業種の業界情報についても幅広くアンテナを張り巡らせ、応札可能者の情報を取集し、入札参加者の拡大に努めて参ります。</p> <p>落札業者と入札参加意思を示していた者の2者から見積りを徴し、予定価格の妥当性検討のため、積算資料の技術者単価を基に開発費等を算出したうえ2者の見積りと比較を行い、見積りの方が安価となっております。</p> <p>以上から、適正に市場価格を予定価格に反映させ</p>

意見・質問	回答
<p>『委員からの質問・意見』</p> <p>前述の入札参加できなかった者は納入までに時間があれば応札できたのでしょうか。</p> <p>落札業者と入札参加意思を示していた者以外が入札参加できる仕様書等になっていたのでしょうか。</p> <p>共同キオスクとVJWの連携がありますが、VJWの開発業者か否かで、入札参加への有利・不利はあるのでしょうか。</p> <p>総合評価方式を採用した理由をご教示ください。</p> <p>総合評価方式の特性上、評価得点が低くとも入札金額が安ければ落札者になることが可能かと思われますが、このような業者の技術力でも問題ないのでしょうか。</p> <p>共同キオスクシステムは、新規でしょうか更新でしょうか。</p> <p>税関キオスク端末は、無駄にはなっていないという理解でいいでしょうか。</p> <p>令和6年4月以降のコンシェルジュについては、この契約が引き続いているのでしょうか。</p>	<p>たため高落札率となったと考えております。</p> <p>『担当部局からの回答』</p> <p>入札参加できなかった者についても令和4年5月からヒアリングを行っており、スケジュールも問題ないと回答を得ていました。なお、令和6年度の主要空港への本格導入に先立って、令和5年度中に共同キオスクの実証実験を行う必要があったため、納入時期を変えることが出来ませんでした。</p> <p>現状、入管のバイオカートシステムは今回参加しなかった者、税関のEゲートシステムは落札業者が受注しています。そのため、この2者は他社と比べてアドバンテージがあったと考えております。2者以外でどのようなシステムか興味を持った業者はありましたが、応札までは至りませんでした。</p> <p>共同キオスク仕様書の閲覧資料としてVJW情報を開示しているため、入札参加への有利・不利はないと考えております。</p> <p>価格だけでなく、業者の技術力を評価しないと適切な調達にならないため、総合評価方式を採用しました。</p> <p>採点表の各項目に基礎点があり、それを満たさないと不合格となることから、技術力がない業者は落札できない仕組みとなっております。また、低価格入札になった場合、正しく履行できるか調査が入るため問題ないと考えております。</p> <p>新規となります。</p> <p>共同キオスクでの手続きを失念したまま税関検査場に到着した旅客が電子申告ゲートを利用した場合に税関キオスク端末が必要と考えております。また、旅客の滞留の分散という意味では、税関キオスクは無駄にはなっていないと考えております。</p> <p>別契約でコンシェルジュを配置しております。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
検収はどのように行っているのでしょうか。	成果物の確認や実証実験レポート提出をもって検収を行っております。

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：監視艇「たいかい」船体維持修繕</p> <p>契約相手方：有限会社根本造船所 (法人番号2020002098541)</p> <p>契約金額：2,502,500円</p> <p>契約締結日：令和5年11月5日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>一者応札となった要因</p> <p>低落札率となった要因（67.5%）</p> <p>《委員からの質問・意見》</p> <p>入札を行った時期以降は造船所の繁忙期であるとのことですが、調達を前倒しし、繁忙期を避けることはできなかったのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件は、船体を上架のうえ船底の清掃、塗装及びその他上架中でなければできない修繕を実施するものです。</p> <p>監視艇「たいかい」を整備可能な造船所にヒアリングしたところ、入札を実施した11月から年度末にかけては、船舶のメンテナンスを主として営む造船所が繁忙期となるとのことであり、対応可能な業者が限られたことにより1者応札となったと思料されます。</p> <p>本件入札の参加資格については、令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で営業品目が「船舶整備」を登録している者で「B」又は「C」の等級に格付けされている者としましたが、これは、予定価格から本来「C」等級の格付を要するところ、競争性確保の観点から財務省が定める事務取扱要領等に基づき、1級上位の「B」等級の者まで参加させることとし、競争性を高めたものです。低落札となった点については、当該請負業者は本船を上架整備した実績が多数あり、本船の構造を熟知していたため、費用の見通しが立ちやすかったことが低落札になったと思料されます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>6月～7月にかけて、牡蠣やフジツボ等といった貝類の産卵期であるため、夏季は船底に貝類が付着しやすい時期となります。そのため整備を行う時期としては、海水温が低くなる秋から冬に行うことが効果的であるため、造船所の繁忙期と重なってしまいます。</p>

意見・質問	回答
<p>税関だけでなく民間の船も同様の時期に整備しているのでしょうか。</p>	<p>民間の船も同様と認識しております。</p>
<p>滞架料に係る日数の算出方法をご教示ください。</p>	<p>仕様書の項目1～3に係る見積取得の際に、上架後何日目から滞架料が加算されるか聞き取り調査を行っており、上架後3日目から滞架料が発生することが判明しています。また、別途、仕様書の項目1～5に係る作業日数を整備可能な2者に聞き取り調査を行い、滞架日数を算出しています。</p>
<p>仕様書では履行しようとする定系地から120マイルを超える場合は請負業者の費用で回航することになってますが、本件履行場所は120マイル以内でしょうか。</p>	<p>履行場所は川崎市となり、120マイル以内となります。</p>
<p>造船所で整備する時期はある程度計画できるものと考えますが、入札の時期から造船所に入渠するまでの期間に余裕がないのは何か理由があるのでしょうか。</p>	<p>横浜税関には4艇の監視艇が配備されており、取締業務に支障が出ないよう4艇の整備時期をずらして上架整備していること、また、早い時期に入札した場合、急な資材の高騰に対応できないことが考えられることから、当該期間を設定したものになります。</p>
<p>急な資材の高騰に対応できないことは同意しますが、入札の時期を少しでも早めることは可能でしょうか。</p>	<p>本件につきましては、今後、入札の時期を早められるよう調整し、入札参加者を増やすことを検討いたします。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：東京港湾合同庁舎他13庁舎建築設備等法定点検業務</p> <p>契約相手方：株式会社S・E・UD (法人番号 1011001135576)</p> <p>契約金額：955,900円（内税関分 931,947円）</p> <p>契約締結日：令和5年10月4日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>建築基準法第12条4項並びに官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項において、一定規模以上の建築物（庁舎、宿舎、車庫等）については、建築設備等の定期点検が義務付けられています。本件調達は、東京港湾合同庁舎他13庁舎の建築物について、法令上必要な点検を実施するものです。</p> <p>対象庁舎は、東京港湾合同庁舎、晴海庁舎、芝浦庁舎、大井出張所、東京航空貨物出張所、麻薬探知犬訓練センター、轟寮、船橋寮、東船橋寮、東京税関船橋かみやま宿舎、横田旅具検査場、東京税関コンテナ検査センター、城南島コンテナ検査センター、麻薬探知犬訓練センター羽田犬舎 以上全14庁舎となります。</p> <p>なお、一部合同庁舎が含まれており、他の入居官庁との分担契約となります。この場合、他の入居官庁にも支払いが発生しますので、契約金額については、税関負担分と総額を分けて記載しています。</p>
<p>予定価格の算定方法</p>	<p>本件に係る予定価格の算出は、建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）や刊行物等の資料から予定価格を積算するのは困難なため、予め仕様書を明示の上、実施可能な3者から、見積書を取得し、より安価なものとの価格に基づき算出しました。</p>
<p>全入札業者の入札価格の水準について</p>	<p>全入札者の入札価格及び落札率について説明（予定価格及び応札業者の情報等は、非公表のため省略）</p>

意見・質問	回答
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>予定価格を作成する際、過去の調達の落札率や落札金額等は参考にしているのでしょうか。</p> <p>点検の結果におきまして、指摘事項はありましたでしょうか。</p> <p>先ほど、合同庁舎での契約との説明でしたが、仕様や契約について、他の官庁と協議しているのでしょうか。</p> <p>仕様書で求めている報告書、様式Bフォームと、様式Eフォームの内容では何が違うのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>過去の調達の落札率や金額等を直接、予定価格とするようなことはしておりません。理由としては、法律上、3年に1回実施する点検と毎年実施する点検があり、同条件で比較できないためです。</p> <p>東京税関が管理している庁舎は、古い庁舎も多く、少なからず設備等の劣化や不具合が発生しております。点検結果におきましても、庁舎にはよりますが、指摘事項は発生しており、当該結果に基づき、修理や改修の計画を行っております。</p> <p>特段、事前に協議等は行っておりません。</p> <p>今回調達した建築設備等法定点検業務では、建築基準法による点検と官公庁施設の建設等に関する法律に基づく点検となります。対象となる庁舎によってはそれぞれの法律により点検内容が異なるものもあるため、その報告書の内容も異なることがあります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：二等無人航空機操縦士資格取得請負契約</p> <p>契約相手方：日本ドローン機構株式会社 (法人番号2010401080068)</p> <p>契約金額：1,584,000円 (@198,000円)</p> <p>契約締結日：令和5年11月29日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件は横浜税関における監視取締業務において、無人航空機（ドローン）を運用するため、二等国家操縦士資格取得を目的に講習等を外部委託するものです。</p>
<p>入札業者3者の入札価格の水準について</p>	<p>本件の入札参加資格は「D」の等級に格付けされた者を予定していましたが、競争性の確保の観点から、「財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」第16第1項により当該資格等級の1級上位者の「C」等級に格付けされた者も参加させることとしたところ、入札に参加した者は全て「C」等級の者でした。入札価格の水準については入札に参加した3者とも予定価格の範囲内でしたが、最低価格の者と最高価格の者では100万円近くの差がありました。</p>
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>横浜税関においては、ドローンを保有しているのでしょうか。</p> <p>他の省庁で二等無人航空機操縦士資格取得請負契約の調達実績はあるのでしょうか。</p> <p>講習は8名全員同時に受けのでしょうか。</p> <p>参考見積書の中の実地講習において、受講者3名に講師2名との記載がありますが、実際に講習及び実地講習はどこで行ったのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>令和5年12月末にドローン1台を調達し、保有しております。</p> <p>自衛隊、海上保安庁や農林水産省等について、調達した実績があると聞いています。</p> <p>スクールによって異なりますが、今般の落札者の場合、座学8名は同時に受け、実地講習については4名ずつの受講となりました。</p> <p>座学については、当関が用意した会議室においてスクール形式により実施しました。また、実地講習におきましては、落札者が用意した常設ドローン練習場で実施しました。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
実地講習修了試験について、受講者は何名合格したのでしょうか。	当関の受講者は全て合格しました。一般的な実地講習の修了試験における合格率は50%と言われております。
仕様書において、訓練中の機体紛失、損傷等について受託者の責任とし、保険等については入札金額に含めることとなっていますが、予定価格に内訳として積算しているのでしょうか。	予定価格の算出にあたっては、本件仕様書を提示の上で見積書を取得しており、保険料等の内訳を出させて積算しておりません。
予定価格の調査先である者が入札に不参加であったようですが、参加しなかった理由について確認はしているのでしょうか。	調査相手先は、入札への参加意欲はありましたが、証明書の提出期限までに証明書の提出ができず入札には参加できませんでした。
一番札と三番札において、100万円程度の開きがありますが、なぜそこまでの開きがでたのでしょうか。	落札業者に聴き取りをしましたところ、本件入札を落札したかったため、企業努力の結果と回答がありました。